

建管第 492-5 号
令和 2年 8月19日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

機械設備工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

建設工事現場における熱中症対策に係る費用については令和元年8月1日付け建管第463-5号により、機械設備工事を除き、現場管理費の補正を試行してきたところ です。

このたび、令和2年7月22日付けで国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室課長補佐から標記の件について、別紙のとおり事務連絡がありました。

については、機械設備工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について、上記事務連絡を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしましたので参考に送付します。

記

1 試行内容等

別添「機械設備工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」のとおり

2 適用年月日

令和2年4月1日以降に契約を締結した工事または
令和2年1月1日以降に契約を締結したゼロ債務負担行為設定工事

3 新型コロナウイルスに伴う熱中症予防に係る設計変更

新型コロナウイルスに伴う熱中症予防に係る設計変更については、当面の間、真夏日の定義について、「日最高気温が3.0度 (°C) 以上」を「日最高気温が2.8度 (°C) 以上」に読み替えるものとする。

担 当 技術管理担当 中野、桑原
電 話 048 (830) 5201
FAX 048 (830) 4868
e-mail a5190-02@pref.saitama.lg.jp

機械設備工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

令和2年8月19日
建設管理課

1 目的

高温多湿な作業環境下での必要な措置（熱中症対策）に係る費用として、工事期間中の日最高気温の状況に応じて現場管理費の補正を試行するものである。

2 試行対象工事

埼玉県県土整備部が発注する機械設備工事において、以下の（１）～（３）のすべてに該当する場合、試行対象工事とする。

（１）適用範囲

令和2年4月1日以降に契約を締結した工事または
令和2年1月1日以降に契約を締結したゼロ債務負担行為設定工事

（２）対象工事

主たる工種が屋外作業である工事。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

（３）対象地域

県内すべての地域を対象とする。

3 真夏日の定義

（１）真夏日

日最高気温が30度（℃）以上の日をさす。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合とする。

（２）工期

工期開始日から工期終了日までの期間とする。

ただし、平成29年12月22日付け建管第800-1号「工事の開始及び技術者の専任の確認等に係る運用について（通知）」（以下、建管第800-1号）を適用し、工事開始日の協議を行っている工事は、協議により決定した工事開始日から工期終了日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（３）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

4 実施の流れ

「機械設備工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」の実施は任意とし、以下の（１）～（５）のとおり行うものとする。

- (1) 発注者は、「7 対象工事である旨等の明示」に基づき、入札公告時に「機械設備工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」の対象工事である旨を明示する。
- (2) 受注者は熱中症対策工事の実施を希望する場合、発注者に対し工事記録により協議するものとする。
- (3) 発注者が協議内容に同意することにより、受注者は、熱中症対策工事を実施することができるものとする。
- (4) 受注者は、「5 計測・真夏日率算出方法について」に基づき、真夏日(率)と根拠資料(環境省及び気象庁が公表している資料)及び現場の稼働が証明できる資料【様式1】を発注者へ提出する。
- (5) 発注者は、(4)により受注者から提出された資料を確認し、「6 積算の方法」に基づき設計変更する。

5 計測・真夏日率算出方法について

(1) 真夏日の計測方法

- 1) 以下の①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上することができる。
 - ① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(°C)以上の場合施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点【別表】の暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上となる日を真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(°C)以上の場合施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所【別表】の気温が30度(°C)以上の日を真夏日とする。
 - ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上の場合施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上、又はWBGTが25度(°C)以上の場合、真夏日とする。
- 2) 休工日においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。
- 3) 上記①～③によりがたい場合は、監督員と協議する。

(2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

(3) 基準日について

「基準日」は工期開始日とする。ただし、建管第800-1号適用工事の場合は、受発注者協議により決定した工事開始日を「基準日」とする。

(4) 報告日について

「報告日」は、受注者が発注者に真夏日(率)と根拠資料を報告する日とする。「基準日」から「報告日」までの期間のうち、真夏日にあたる日数により、真夏日(率)を算出し、報告するものとする。

(5) 真夏日率算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

真夏日率※1 = 基準日から報告日までの真夏日 ÷ 工期※2

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 工期は「3（2）工期」の定めによる。

6 積算の方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

補正値（％）※3 = 真夏日率 × 1.2（真夏日補正係数）

(2) 現場管理費

現場管理費対象額※4 × （（現場管理費率 × 補正係数※5） + 補正値※6）

※3 補正値（％）は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 「純工事費」「無償貸付機械等評価額＋支給品費」の合計額をさす。

※5 土木工事積算基準書における「地域補正の補正係数」をさす。

※6 土木工事積算基準書における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2％とする。

7 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨について、以下の記載例を参考に、入札公告時に特記仕様書に明示するものとする。

<記載例>

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事）

第〇条 本工事は、「機械設備工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」の対象工事であり、日最高気温及び暑さ指数（WBGT）に応じて、現場管理費の補正を行う対象工事とする。

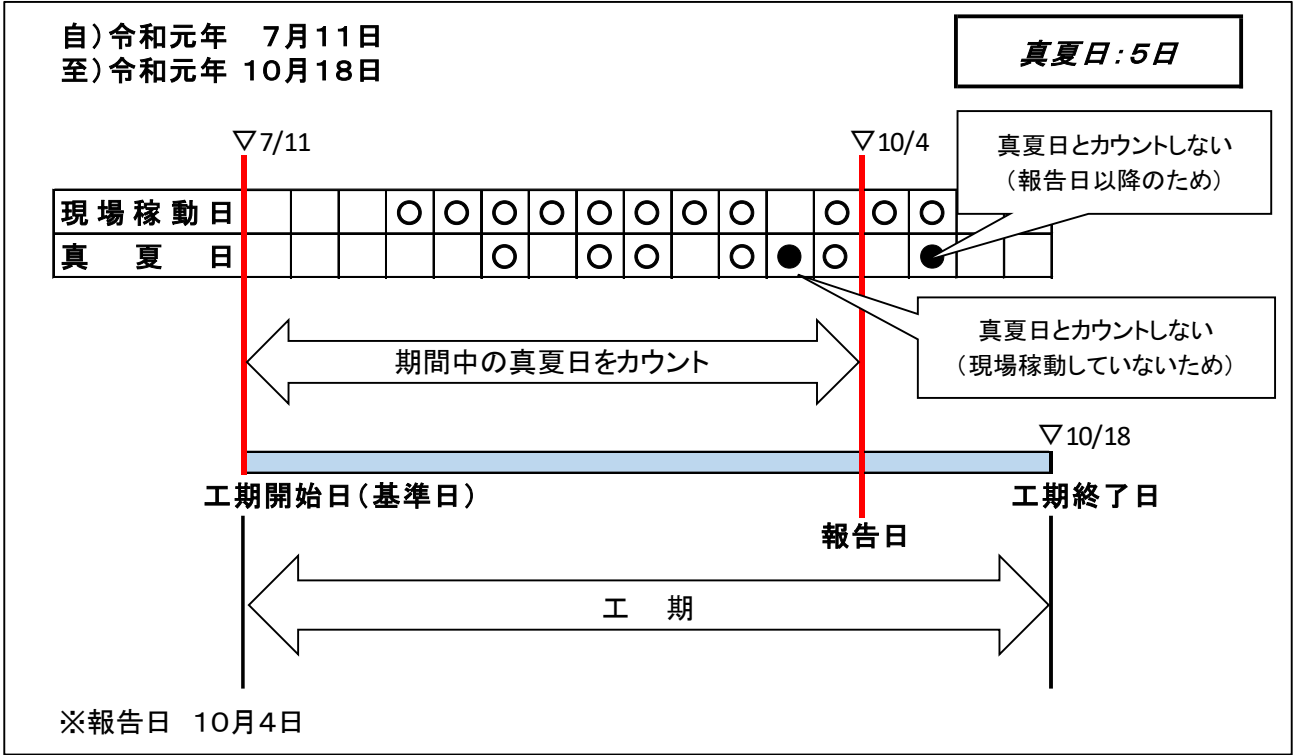
8 実施状況写真の提出

熱中症対策の実施状況がわかる写真を工事写真の安全管理写真として提出すること。

【別表】

観測所名・地上気象観測所	所在地
寄居	大里郡寄居町大字折原
熊谷地方気象台	熊谷市桜町
久喜	久喜市六万部
秩父特別地域気象観測所	秩父市上町
鳩山	比企郡鳩山町大字赤沼
さいたま	さいたま市桜区大字宿
越谷	越谷市大字北後谷
所沢	所沢市勝楽寺

○通常工事の場合の例



○建管第800-1号適用工事の場合の例

